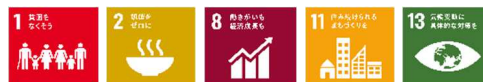


令和 9 年度

郡山市農地等利用最適化推進施策に 関する意見書

郡山市農業委員会

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



本市の農業・農村を取り巻く環境は、都市部への人口流出や農業従事者の高齢化等による担い手不足、遊休農地の拡大など地域の農業基盤の存続が脅かされております。

また、世界的な人口増加、食糧情勢の変化に伴う国内の食糧安全保障上のリスクの高まりや、米をはじめとした農産物の急激な価格変動、燃油や生産資材の価格高騰、近年の異常な気候変動などが農業生産分野に深刻な影響を及ぼし、農業・農村の維持・発展において多くの課題に直面しております。

そのような中、国においては、一昨年、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」を改正し、昨年４月には改正法に基づく初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

基本計画は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるための様々な目標が示されております。

本市農業委員会では、令和８年３月に見直しをした「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農業委員会の主たる任務である「農地利用の最適化」をさらに加速するとともに、農業委員会組織の「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る」運動を通じ、食料の安定供給のため持続的に保全すべき農地の維持及び担い手による農地の有効利用が図れるよう活動してまいります。

本市農業者の代表機関として、農地等の利用の最適化の推進に関し、農業・農村の課題等について各地域の意見をまとめましたので、令和９年度の施策の立案や予算編成に反映いただきたく、農業委員会等に関する法律第３８条に基づき意見を提出します。

令和８（２０２６）年９月２日

郡山市長 椎根 健雄 様

郡山市農業委員会
会長 佐久間 俊一

1 農地利用の集積・集約化対策

農業の生産性向上と競争力強化を図るため、地域計画の目標実現に向け、農地利用の集積・集約化を推進するため、以下の取組みを提言します。

- (1) より実効性の高い地域計画の実現に向け、担い手農業者や農地所有者等の意向を把握し、営農の方向性を地域で共有するための話し合いの場を継続的に設定、支援するとともに、積極的にPRすること
- (2) 農地の有効な集積・集約化のため、灌漑用水路の整備や排水施設の改善など基盤整備の強化が不可欠であることから、地区の具体的な基盤整備要望についても、速やかに検討・対応を進め、国・県へ働きかけること
- (3) 農地集積の妨げとなっている相続未登記農地や所有者不明農地の手続きの簡素化及び法制化等、積極的な対策について国や県に求めること
- (4) 農地利用の集積・集約を進めるための農地集約化促進事業の予算の拡充について国に働きかけること

2 遊休農地の発生防止・解消対策

担い手の高齢化による離農や、非農家への相続等が増えていることにより、耕作条件の悪い農地を中心に、遊休農地発生が増加が懸念されることから、発生防止・解消のため、以下の取組みを提言します。

- (1) 遊休農地解消対策として、地域計画と連携するとともに、活用しやすい本市独自の事業を検討すること
- (2) 遊休農地の発生防止のため、日本型直接支払制度の推進及び地域の活動支援に務めること
- (3) 国の耕作条件改善事業など活用できる事業を周知し、事業活用の支援をすること
- (4) 相続土地国庫帰属制度について、国に対し活用促進に関する要望活動をさらに強化すること

3 担い手の育成・支援対策

担い手の高齢化が進行する中で、将来にわたり地域農業を持続的に発展させていくには、意欲ある新たな担い手の育成・確保が喫緊の課題であることから、以下の取組みを提言します。

- (1) 地域計画に位置付けられた担い手が、将来にわたり安定的な農業経営が営めるよう総合的な支援を講ずること
- (2) 新規就農者が安心して農業を始められるよう、技術指導やコスト上昇に応じた資金支援、技術支援の充実を図ること
- (3) 補助金や制度、技術情報など農業者が必要とする情報をわかりやすく整理・発信し、地域の相談窓口等で迅速に利用できる体制を整備すること
- (4) 農業者の高齢化に伴い離農者が加速する中で、地域計画の中での情報の共有や、担い手と近い将来離農する農家とマッチングにより、農機具や設備の譲り渡しを加速するなど地域農業の継続を支援すること
- (5) 担い手が減少する中で、半農半 X の支援や定年帰農者への支援及び親元就農者の事業継承に対する市独自制度の事業化など、大規模農家と小規模農家が共存できる体制を構築すること
- (6) 若手の意見を積極的に政策に反映させる仕組みの整備や農家同士のネットワークづくりを強化すること

4 農業振興対策

本市の持続可能な農業の発展のため、以下の事項について、要望・意見を含め提言します。

- (1) 米をはじめとした農畜産物の価格について、農業者が再生産可能な適正価格が維持できる仕組みを講じるよう国に働きかけること
- (2) 燃油・農業用資材等の価格高騰対策については、関係機関や農業者団体が連携し、引続き資材への助成について国・県へ継続して要望すること
- (3) 大規模経営の低コスト化を一層促進するため、乾田直播栽培等新たな技術の導入を推進すること
- (4) 六次産業化を含めた農商工連携による新たな施策の方向性を示し、地場農畜産物を活用した食品加工業との連携強化や生産者が減少している布引高原大根や熱海の梨など「郡山ブランド」農産物の再構築をすること
- (5) 新規就農者の研修（こおりやま園芸カレッジ）生受入れの拡充及び施設の有効活用のため、関係機関や民間との連携も含めた園芸振興センターの人材の拡充を検討すること
また、修了後の支援については、就農支援の斡旋を含め継続的な支援を強化すること
- (6) 気候変動に対応した栽培技術指導や高温耐性品種の実証試験による導入推進、畜舎における高温対策設備等の支援を行うこと
- (7) 鳥獣被害対策については、効果的な資材導入及び有害鳥獣捕獲活動者への支援を強化し、農業者が安心して農作業に取り組める体制を整備すること

- (8) 農作業移動時の運転手の安全性の確保と農作物の生産性・品質性の向上を図るため、中山間地域等における未舗装農道の整備を行うための予算を十分に確保し、農道の舗装を促進すること